

阿波市木造住宅建築推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、県内の山林から生産され、かつ、県内の製材所で加工された木材(以下「県産材」という。)を使用して、新たに住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で阿波市木造住宅建築推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、県産材の需要拡大、市内木造住宅建築に関連する産業の活性化及び定住の促進を図ることを目的とし、その交付について、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 県産材を別表に定める主要部材において60パーセント以上使用して建築し、かつ、住宅部分の床面積が40平方メートル以上280平方メートル以下の木造専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を住宅部分が占める併用住宅
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)等関係法令の基準を満たしている木造住宅
- (3) 市内に住所又は事務所を有する建築士が設計及び工事監理を行う木造住宅
- (4) 市内に住所又は事務所を有する大工又は工務店により建築される木造住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有している又は住所を有する予定の者で、自己の居住の用に供するため補助対象住宅を新築する者であること。
- (2) 市税に滞納がない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 補助対象住宅の建築工事が未着工であること。
- (5) 原則、第5条に規定する補助金交付申請書を提出した年度内に補助対象住宅の建築工事が完了する予定であること。
- (6) 補助対象住宅と同一の敷地内において、この要綱に定める補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の額の算定及び限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象住宅の床面積に3.3平方メートル(1坪)当たり1万円を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築設計図面
- (2) 事業(計画)書(様式第2号)
- (3) 県産材使用率(見込み)計算書(積上方式)(様式第3号)及び木材の使用数量等の部材明細を記載した書類
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) 建築工事契約書の写し
- (6) 建築基準法による建築確認済証の写し
- (7) 建築現場位置図
- (8) 設計及び工事監理を行う建築士の資格を証する書類の写し
- (9) 市税に滞納がないことを証明する完納証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、当該申請の内容その他の事項の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第6号)に次の書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業(変更計画)書(様式第2号)
- (2) 県産材使用率(変更)計算書(積上方式)(様式第3号)及び木材の使用数量等の部材明細を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助金実績報告書(様式第9号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築出来形図面
- (2) 事業(実績)書(様式第2号)
- (3) 県産材使用率(実績)計算書(積上方式)(様式第3号)及び木材の使用数量等の部材明細を記載した書類
- (4) 阿波市木造住宅建築証明書(様式第10号)
- (5) 製材業者から県産材の納品を受けたことを証明できる書類
- (6) 原木納入業者から県産材の納品を受けたことを証明できる書類並びに伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し又は徳島県木材認証機構が発行する「産地認証」証明書
- (7) 補助対象者の世帯の住民票の謄本の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査、指示又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この告示の規定及び補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正の行為があったとき。
- (4) 補助事業者が、補助金を他の目的に使用したとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月6日告示第16号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

主要部材
土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱
はり 梁、筋かい、桁、小屋束、棟木、母屋
垂木、野地板又は床下地板